

人件費受託単価規定

株式会社 iWellness

第1条（目的）

この規定は、株式会社 iWellness が民間企業等団体および官公庁・地方自治体など、外部から委託し、又は請け負う事業を運営する場合に必要な人件費に関する事項を定めることを目的とする。

第2条（総則）

1. 受託等事業の実施に必要な人件費の精算は、この規程に定めるところにより計算する。
2. 受託等事業の契約額は、この規程に基づき見積もる額による。

ただし、当該受託等事業を委託又は発注する者の事情により、この規程に基づき見積もる額で契約を締結することができない場合は、委託又は発注する者と当社との間で協議することとする。

第3条（人件費算出）

責任者・担当者の人件費の算出を以下のとおりとする。

役割	職種区分	受託日額単価（円） （時間単価（円））
責任者	複数の非定型業務を統括し、極めて高度で複合的な業務のプロジェクトマネージャーを務める技術者。	57,096 (7,137)
副責任者	定型業務に精通し部下を指導して複数の業務を担当する。また、非定型業務を指導し最重要部分を担当する。	49,200 (6,150)
専門職担当 A	一般的な定型業務に精通するとともに高度な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。	49,200 (6,150)
専門職担当 B	一般的な定型業務を複数担当する。また、上司の指導のもとに非定型的な業務を担当する。	40,160 (5,020)
一般 A	上司の包括的指導のもとに一般的な定型業務を担当する。また、上司の指導のもとに高度な定型業務を担当する。	20,680 (2,585)
一般 B	上司の包括的指導のもとに一般的な定型業務の一部を担当する。	15,824 (1,978)

附則

本規定は、令和7年4月1日より施行する。
改訂を行った場合には公表を行う。

以 上